

○九州地方整備局告示第1号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年1月4日

九州地方整備局長 小原 恒平

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 二級河川湊川水系湊川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業、右岸・福岡県糟屋郡新宮町夜臼二丁目地内から同町大字原上字長田町地内まで、左岸・同県糟屋郡新宮町夜臼二丁目地内から同町大字原上字力町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県糟屋郡新宮町夜臼二丁目、夜臼一丁目、夜臼四丁目並びに大字原上字長田町及び字力町地内  
福岡県福岡市東区和白東五丁目及び和白東四丁目地内
- 2 使用の部分 福岡県糟屋郡新宮町夜臼二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、右岸・福岡県糟屋郡新宮町大字下府字大坪地内から同町大字原上字長田町地内及び左岸・同県糟屋郡新宮町大字下府字久保田地内から同町大字原上字力町地内までの延長1,660mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする二級河川湊川水系湊川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業、右岸・福岡県糟屋郡新宮町夜臼二丁目地内から同町大字原上字長田町地内まで、左岸・同県糟屋郡新宮町夜臼二丁目地内から同町大字原上字力町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び町道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち二級河川湊川水系湊川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業）（以下「本件事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関する工事であり、法第3条第2号に規定する事業に該当する。

また、附帯工事は、JR鹿児島本線橋梁架設工事の施工に伴い必要となる、町道の仮設迂回路設置工事であり、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

さらに、本件事業の施工により遮断される、市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に関する工事であり、法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川湊川水系湊川（以下「湊川」という。）は河川法第5条第1項に規定する二級河川であり、福岡県は、同法第10条第1項の規定による河川管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### （1）得られる公共の利益

湊川は、福岡県糟屋郡新宮町の丘陵地帯に源を発し、前の田川、牟田川等の支川と合流後、玄界灘に注ぐ幹線流路延長5.2km、流域面積約11.5km<sup>2</sup>の河川である。湊川の流域は、福岡県糟屋郡新宮町及び同県福岡市東区にまたがり、その流域内には一般国道3号、一般国道495号、JR鹿児島本線、西鉄宮地岳線、役場・学校等の公共施設が存するほか、工場、大型ショッピングセンター、住宅団地等が立地している。

湊川水系における治水事業は、過去度々の水害を契機に、昭和53年から下流側より、隨時河川改修が行われてきている。

しかしながら、平成11年6月29日の梅雨前線の活動に伴う集中豪雨（以下「平成11年豪雨」という。）により、湊川流域において床上浸水家屋182戸、床下浸水家屋121戸、浸水面積145ha、推定被害額15億円という甚大な被害を受けた。特に、湊川と牟田川の合流点から上流部の未改修区間においては、川幅が狭小である上に流下能力が低いことから、湊川流域の広範囲に床上浸水を引き起こすこととなつた。

この被害を受けて、平成13年4月に本件事業が採択され、平成14年1月に「湊川水系河川整備基本方針」、同年8月「湊川水系河川整備計画」が策定された。湊川水系河川整備計画において、本件事業は、平成11年豪雨と同等規模の洪水が発生しても、床上浸水を防止するとともに、牟田川合流点からJR鹿児島本線交差部の間45m<sup>3</sup>/秒、JR鹿児島本線から前の田川合流点の間40m<sup>3</sup>/秒、前の田川合流点から上流20m<sup>3</sup>/秒の計画高水流量（それぞれ年超過確率1/10）を安全に流下させることを目的に改修を行うものである。

本件事業の完成により、本件区間及びその周辺における洪水被害の防止又は軽減が図られ、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### （2）失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業に該当しないが、起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （3）事業計画の合理性

本件事業は、本件区間及びその周辺における洪水被害の防止又は軽減を目的として、床上浸水対策特別緊急事業により、河床掘削、引堤等を行う河川改修工事であり、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の目的を達成するための治水対策としては、地形状況及び周辺状況を勘案し、河道改修案、河道改修と調節池案、遊水池案、河道改修と放水路案の4案が考えられるが、これらを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、河道改修案が最も合理的であると認められる。

次に、河道改修の方式としては、河床掘削及び引堤案（以下「申請案」という。）のほか、引堤案、河床掘削及び築堤案の3案について検討が行われている。申請案は他の2案と比較して、用地面積及び支障物件が最も少ないこと、河道沿いのすべての橋梁を嵩上げする必要がなく施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、引堤においては、左岸拡幅、左右岸拡幅、右岸拡幅の3案が考えられるが、右岸より高い位置にあり浸水被害が生じていない左岸側の家屋を移転する必要が無いこと等により、右岸拡幅案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施工に伴う市道及び町道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### （1）事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3（1）で述べたように、未改修である本件区間においては、川幅が狭小である上に流下能力が低く、平成11年豪雨と同等規模の洪水が発生すれば、湊川流域の広範囲に床上浸水を引き起こすことから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、福岡市等から本体事業の早期完成について強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県糟屋郡新宮町役場  
福岡県福岡市東区役所